



全労組

ZENROUSO

全明治安田生命労働組合
<http://www.my-union.com>

2006年9月15日 e-mail: zenrouso@yahoo.co.jp
〒169-8701 東京都新宿区西新宿1-9-1 新宿ビル9F
TEL 03-3346-2874 FAX 03-3346-2876

全労組は、会社の不当処遇に対し断固として闘う！

Aライン配属者に対する会社の不当評価は絶対に許せない

H氏は、2005年度、Aライン事業部・代理店担当部長に任命された。同氏は、恐らく多くの代理店担当部長の方が感じて来られたのと同様、Aライン制度運営における会社計画の脆弱性・各事業部や営業室間における行きあたりばったりの運営方針の不統一ぶりに少なからず怒りと危機感を感じていたが、自分に与えられた職務に対しては最大の誠意をもって取り組んできた。

しかし、2005年度の職務評価にあたり、会社は同氏に対して不当な評価を行った。代理店担当部長の職務評価基準のうち、その評価ポイントの設定に疑問を禁じえない新契約継続率基準を理由に、異常な低評価を与えたのだ。

H氏の業績はおしなべて良好であったが、同氏が担当する新契約のうち1件のご契約者が保険金不支払の不祥事に対して、当社に強い苦情ならびに申込撤回のお申出（実際の処理は解約手続）をされた。H氏は、日頃感じていた会社への問題提起の一つにでもなればと考え、この保険金不払の不祥事による顧客苦情・解約について、Aライン事業部あてに公文書にて事情説明ならびに業績評価見直しの申請を行った。しかし会社はこれを全く受け付けずにまともな評価理由の開示もなく不当評価を撤回せず、同氏の2006年度の格付ならびに給与・賞与水準は極めて低く抑えられている。

業績評価におけるこのような不当処遇は、絶対に許されないことである。

H氏は何も対応しない明治安田労組を見限って全労組に加入

H氏は、加入していた明治安田労組関係者に相談するにも全く改善の展開が

見込めないため、熟慮の上で明治安田労組を脱退して全労組に加入した。

全労組執行部は、早速会社との経営協議会分科会にてAライン問題を取り上げ、H氏への不当処遇問題を解決するために、労働協約にもとづいた団体交渉を申し入れて同氏を救済すべく万全の取り組みを開始した。

就業規則・賞罰規定・労働協約無視の不当解雇は許せない

一方、K氏に対して、会社は2005年度、同氏の2年半前の酒気帯び運転を理由に不当な諭旨解雇処分を行った。最近の時勢の通り、酒気帯び運転は今年度改正された新社内諸規定に従えば解雇止むなしかも知れない。しかし、何よりも重要なことは、現在の社内規定ではなく違反当時の就業規則や賞罰規定に基づいた同氏への正当な処分がなされるべきことである。会社は、この処分の根拠として、違反当時の就業規則・賞罰細則の項目を理由としているが、該当旧規定に従えばどのように解釈しても解雇には当てはまらない。

また会社は、解雇に先んじてK氏に対して執拗な自己都合退職強要も繰り返し、精神的苦痛を受けた同氏は明治安田労組関係者に相談するも全く力になってももらえず、不安が嵩じて明治安田労組を脱退して全労組に加入した。

全労組は同氏を守るべく活動を開始したが、会社は労働協約に定める組合員の重大な処分についての組合への事前通知・協議の義務を果たさずに同氏の解雇処分を断行した。組合および組合員を軽視する行いは絶対に許せない。

逆に、同じ2005年度に「会社に対する損害や社会的信用失墜を起こした」あの保険金不払の不祥事については、社長以下該当部署の幹部に至るまで、適切な処分が行われたのかどうか甚だ疑問であることは周知の通りである。

これらの処分は、まさに「上に優しく、下に厳しく」が行き過ぎた典型であり、会社のために働くわれわれ職員に対する背信の極みではあるまいか。

全労組執行部は、支援団体や顧問法律事務所と共闘して、K氏への不当な取扱に対し断固として闘うことを決議し、解決へ向けて強力な活動を開始した。

全労組 労働110番（毎金曜18-20時）

☎ 03（3346）2874

処遇で、異動で、評価で… おかしいと思ったら…

左記「労働110番」までお気軽にお電話ください。労働問題のプロである執行部役員が丁寧にお応えします。プライベートな問題についても全労組の顧問法律事務所をご紹介します。